

会員規約

第1章 総則

第1条（名称）
本クラブは「WISE 1 Golf Square」（以下、本クラブという）と称します。

第2条（所在地）
本クラブの所在地は、
浅草店：東京都台東区雷門2丁目17番14号 クロスター雷門2F
豊洲店：東京都江東区東雲1丁目9番17号102
西葛西店：東京都江戸川区西葛西6-18-10 SKセントラルビル2F
です。

第3条（目的）
本クラブは、会員のゴルフライフの向上を図り、あわせて健康増進、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第2章 会員資格

第4条（会員）
本クラブの会員は、本会則及び細則に定めた事項に従うこととします。また、本会則及び細則に定めた事項に異論なく、入会後も順守することとします。

第5条（会員資格条件）
本クラブの会員は、次の各項に該当し、本クラブが入会を認めた方とします。
1.健康に異常のない方。
2.本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。

第6条（会員の種類）
本クラブの会員は、次のとおりにします。
1.正会員 18歳以上の成人が対象で記名式
2.ファミリー会員 正会員の家族が対象で記名式
3.ジュニア会員 18歳未満のジュニアが対象で記名式

第7条（会員資格の有効期限）
会員資格の有効期限は会員入会登録月から1年間とします（月単位、以降月初自動更新）

第8条（入会手続）
本クラブに入会を希望される方は、所定の入会申し込み手続を行い、本クラブの審査を得た上で、本クラブに諸費用をお支払いいただきます。また、入会手続として必ず金融機関引落口座をご登録をいただきます。

第9条（登録者変更）
記名登録者の変更はできないものとします。

第10条（会員資格の一時停止、除名）
会員が次の各項のひとつに該当した場合、本クラブは会員資格の一時停止、又は除名をすることができるものとします。
1.本クラブの名誉を傷つけた場合。
2.本クラブの秩序を乱した場合。
3.本クラブの施設を故意に破損した場合。
4.会費、利用料等の支払いを滞納し、本クラブから期限を定めた催告にも応じない場合。
5.会員が本会則、細則等その他本クラブが定めた事項に違反した場合。
6.暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明した場合。

第11条（休会及び退会）
会員が本クラブを退会する場合は会員証を添付の上、必ず店頭にて休会届又は退会届を提出する必要があります。電話・FAX・郵送等による受付は行っておらず、全ての解約は引落日の前月末迄を期限と致します。また、会費・利用料等の未納金がある場合にはこれを完納するものとし、一度引き落とされた金額は返金されません。その他、例外はありません。また、休会期間中はレッスンを受講・打ち放題打席を利用することはできません。

第12条（会員資格の喪失）
次の場合、会員はその資格を喪失するものとします。
1.死亡の場合
2.退会の場合
3.除名の場合

第3章 会員の権利・義務

第13条（会員証）
1.本クラブは、会員に会員証を交付します。
2.会員証については、記名された本人以外は使用することができません。又、譲渡、転貸することができません。
3.会員は、会員証を紛失した場合は直ちに所定の手続を行い、本クラブに再発行を申請するものとします。
4.その他、会員証規約については会員証に記載の事項に従うものとします。

第14条（会費）
月会費その他かかる費用（以後、「会費」という）は、本クラブが定める納入期限までに本クラブの定める納入方法で納入するものとし、一旦納入された会費は、如何なる場合も返還されないものとします。未納分がある場合は納入後から本施設の使用可能とします。

第15条（施設の利用等）
1.会員は別に定める施設利用料を支払って本クラブを利用することとします。
2.会員は本クラブを利用する場合必ず会員証を携帯し提示するものとします。
3.会員は本クラブを利用する場合、係員の指示にしたがっていただきます。
4.会員は本クラブの定める規約、事項にしたがっていただきます。

第16条（変更事項の届出）
会員は住所・連絡先・その他入会申込書記載事項に変更があった場合には、速やかに本クラブへ届け出るものとします。尚、変更届未提出による種々のトラブルに関して、本クラブはその責任を負わないものとします。

第17条（インストラクターについて）
本クラブではインストラクターによる個別ラウンドレッスン・スクール外レッスン等は行っておりません。インストラクターへの個別レッスンのご依頼は禁止致します。また、インストラクターより個別レッスンの勧誘があった場合には直ちに本クラブへご連絡ください。

第18条（ワイズワンGDRカードについて）
1.お客様のワイズワンGDRカード（GOLF ZON登録）管理はワイズワンゴルフスクエアにて行います。
2.ワイズワンGDRカードはご本人のみが利用できます。他人に貸与、譲渡することはできません。
3.お客様状況はインストラクターによる分析の為にワイズワンゴルフスクエアでも閲覧させていただきます。そのため、パスワードは変更できません。
4.ワイズワンGDRカードを紛失された場合には再発行手数料として550円(税込)頂戴致します。
5.ワイズワンGDRカードはワイズワンゴルフスクエアでの保管は致しかねます。
6.ワイズワンゴルフスクエア退会時にはワイズワンGDRカードをご返却頂きます。また、登録内容も退会処理となります。
7.登録アドレスへは、ワイズワンゴルフスクエアからのご連絡・ご案内をお送り致します。ご変更希望の場合にはご連絡ください。

第4章 その他

第19条（ビジターの利用）
1.本クラブは、会員と同伴の方、その他本クラブで認められた方のみをビジターとし、施設の利用を認めるものとします。
2.ビジター使用料は別に定めます。また入館に際しては、所定の手続を経るものとします。
3.ビジター同伴の会員は、ビジターの行為に対して、一切の責任を負うこととします。
4.本クラブは、必要に応じてビジターの入館を制限できることとします。

第20条（休館日）
本クラブは、年末年始・夏季・施設点検日等その他本クラブが定めた日とします。またその指定日は予告なく定めることができるものとします。

第21条（施設の利用制限・閉鎖）
本クラブは、次の事由により施設を閉鎖し、その一部若しくは全部の利用を制限することがあります。この場合、会員は補償その他等の請求・意義の申し立てをすることはできません。
1.天災、社会情勢、経済情勢の著しい変動により開業が不可能なとき。
2.本クラブの企画する行事を実施するとき。
3.施設の整備又は改修のとき。
4.不慮の事故やその他予測不可能な事由に該当するとき。

第22条（損害賠償）
1.本クラブの施設の利用に際して、会員本人または第三者に生じた人的・物的損害については、本クラブは損害賠償の責を負いません。
2.会員が本クラブの施設利用に際して、本クラブまたは他の会員、もしくは第三者に損害を与えた場合はすみやかに損害賠償の責を負っていただきます。会員が同伴した第三者については、同伴した会員が当該第三者と連帯して、損害賠償の責を負っていただきます。

第23条（個人情報の取得及び利用）
本クラブが取得した個人情報、本クラブで提供するサービスの充実並びに円滑な提供（提携事業者によるサービスの提供を含む）及び本クラブの円滑な運営を目的とし、その目的の達成に必要な範囲で行います。取得した個人情報は、取得目的の範囲内で利用し、これらの目的以外で利用する場合には、利用者に対し事前に確認または同意を求めます。

第24条(個人情報の第三者への開示・提供の制限)
本クラブでは、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示・提供致しません。
1.ご本人の同意がある場合
2.人の生命・身体又は財産の保護の為に必要な場合であって、緊急を要するなどご本人の同意を得ることが困難である場合
3.国の機関もしくは地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
4.事業の継承に伴って個人情報を提供する場合
5.利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先に開示又は提供する場合（※当該委託先に対して必要かつ適切な監督を行います）
6その他法令等に基づき第三者に対する開示又は提供が許される場合

第25条（費用の改定）
本クラブは、経済情勢等の変動により、入会金、及び利用料の改定を行うことができます。会員はこれに対して意義を申し立てることはできません。

第26条（細則）
本会則に定めのない事項及び業務遂行上必要な事項は細則、利用規約等によるほか、必要に応じて本クラブがこれを定めるものとします。

第27条（改定）
本会則の改定変更は、本クラブが必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力はすべて会員におよぶものとします。